

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	6
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について (令和6年10月分)	・・・	8

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：24C05
事業者名：イーグルバス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和6年10月31日（木曜日）

13時00分から（埼玉県）	AB聴聞室
14時00分から（日高市）	AB聴聞室
15時00分から（飯能市）	AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・埼玉県知事 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- ・日高市長 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
- ・飯能市長 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

令和6年10月29日

関東運輸局長 殿

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
地方自治体名 埼玉県
(首長名) 埼玉県知事 大野 元 裕

意見の陳述書

今般、令和6年10月31日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：24C05

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
埼玉県知事 大野 元 裕

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

当該路線は、飯能市と日高市の主要駅をつなぐ市民の日常生活における重要な路線であり、路線廃止後の対応として、飯能市内においては路線の再編を、日高市内においては乗合タクシーによる代替交通の調整を進めていると承知している。

したがって、廃止日は予定を早めることなく、令和7年4月1日とされたい。



(別紙5-2)
令和6年10月25日

関東運輸局長様

住所 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
地方自治体名 日高市長 谷ヶ崎 照雄
(首長名)



意見の陳述書

今般、令和6年10月31日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：24C05
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
日高市長 谷ヶ崎 照雄
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
(別紙等に分けて記述することも可能です。)

当該路線につきましては、日高市内に位置するJR高麗川駅及びJR武蔵高萩駅から近隣市に位置する西武鉄道飯能駅までを結び、とりわけ市内の人口集中地区に位置する「こま川団地」を経由する路線であり、市民の通勤や通学など生活に欠かすことのできない路線であります。

市では、市民の移動手段の確保のため、路線系統の存続、廃止時期の延期のほか、行政としての支援策も含めて、当該路線バス事業者と協議を重ねたところですが、残念ながら諸条件により、合意に至りませんでした。

このため、市としましては、市内運行路線の廃止による市民生活への影響を最小限に抑えるため、路線バスの代替えとして、乗合タクシーによる運行を令和7年4月1日から運行できるよう、現在、日高市地域公共交通協議会を通じて早急な検討を行っているところです。

つきましては、廃止予定日の繰り上げは、当該乗合タクシーの運行開始時期との空白期間を生じさせてしまうため、行うべきではないと考えます。



(別紙5-2)
令和6年10月25日

関東運輸局長 殿

埼玉県飯能市大字双柳1番地の1
飯能市
飯能市長 新井 重治



意見の陳述書

今般、令和6年10月31日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：24C05
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
飯能市長 新井 重治
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
飯能市内に代替りとなる新たな路線が運行されることとなったが、新たな路線が運行されるまで、廃止の実施日の繰り上げを行うべきではないと考える。



令和6年11月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年11月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社那須観光自動車 (法人番号: 1060002026557) 代表者 鈴木康弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県大田原市須賀川2952 (本社営業所) 栃木県大田原市堀之内638-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年9月5日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年11月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年11月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社C Y S B (法人番号: 5430001056373) 代表者 名取 敏絵
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市前林612-1 (千葉営業所) 千葉県成田市前林631-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 310日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年6月14日及び令和5年7月18日、定期的な監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)運行管理者の選任届出違反(運送法第23条第3項)、(4)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(5)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(7)運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)、(10)整備管理者選任(変更)の未届出(道路運送車両法第52条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 31点 当該事業者の累積点数 31点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年10月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20241008	富士交通株式会社(法人番号8011501003978) 代表者 武士 裕三	東京都北区栄町3-1	本社営業所	東京都北区栄町3-1	文書警告	道路運送法第23条第3項	令和6年6月24日及び令和6年7月10日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)新任運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第36条第2項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0
20241022	朋栄交通株式会社(法人番号6020001010569) 代表者 米持 実	神奈川県横浜市保土ヶ谷区西谷1-23-11	本社営業所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区西谷1-23-11	輸送施設の使用停止(37日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第24条	令和6年6月14日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(2)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	4	4
20241022	すばる交通株式会社(法人番号3011801033894) 代表者 森 崇	東京都足立区入谷7-14-15	第一営業所	東京都足立区入谷7-14-15	輸送施設の使用停止(40日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年5月13日、令和6年5月16日及び令和6年5月23日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(3)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	4	4

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)